

## 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

平成18年3月31日  
規則第29号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を次のように定める。

### 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、信託法(大正11年法律第62号。以下「法」という。)第66条に規定する公益信託のうち、公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(平成4年政令第162号)第1条第1項の規定に基づき主務官庁の権限に属する事務を知事が行うこととされたもの(以下「公益信託」という。)の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(引受けの許可の申請)

第2条 法第68条の規定により公益信託の引受けをしようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 設定趣意書
- (2) 信託行為の内容を示す書類
- (3) 信託財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその財産の権利及び価格を証する書類
- (4) 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)
- (5) 信託管理人を置く場合にあっては、信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)並びに就任承諾書
- (6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を置く場合にあっては、当該運営委員会等の名称及び構成員の数並びに構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びに就任承諾書
- (7) 引受け当初の事業年度及び翌事業年度(事業年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後2年間)の事業計画書及び収支予算書
- (8) その他知事が特に必要と認める書類

2 前項の申請書及び添付書類には、副本1通を添えなければならない。

(財産の移転の届出)

第3条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第1項第3号の財産の移転を受け、その移転を終了した後1月以内に、登記事項証明書、銀行等の証明書類その他のこれを証する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業計画書等の提出)

第4条 受託者は、毎事業年度(事業年度の定めのない公益信託にあっては、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。)開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、事業年度開始後3月以内に提出することができる。

2 受託者は、前項の事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なくその旨及び変更後の事業計画書又は収支予算書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第5条 受託者は、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度に係る次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書(収支計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書)
- (3) 当該事業年度末における財産目録

(公告)

第6条 受託者は、前条の書類を提出した後遅滞なく、前事業年度の信託事務及び信託財産の状況を

公告しなければならない。

( 信託条項の変更の認可の申請 )

第7条 受託者は、法第70条の規定による信託条項の変更について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- ( 1 ) 信託条項の変更案
- ( 2 ) 信託条項を変更する理由を記載した書類
- ( 3 ) 信託行為に定める手続を経たことを証する書類
- ( 4 ) 現行の信託行為

2 前項の信託条項の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、同項各号に掲げる書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書の変更案を添えなければならない。

3 第2条第2項の規定は、第1項の申請について準用する。

( 受託者の辞任の許可の申請 )

第8条 受託者は、法第71条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- ( 1 ) 辞任しようとする理由を記載した書類
- ( 2 ) 信託事務及び信託財産の状況を記載した書類
- ( 3 ) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

( 受託者の解任の請求 )

第9条 委託者若しくはその相続人又は信託管理人は、法第47条及び第72条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ( 1 ) 解任を請求する理由を記載した書類
- ( 2 ) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

( 新受託者の選任の請求 )

第10条 利害関係人は、法第49条第1項( 同条第2項において準用する場合を含む。 )及び第72条の規定により受託者の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ( 1 ) 受託者の任務終了の理由を記載した書類
- ( 2 ) 新受託者となるべき者に係る第2条第1項第4号に掲げる書類及び就任承諾書

( 信託管理人の選任の請求 )

第11条 利害関係人は、法第8条第1項及び第72条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- ( 1 ) 選任を請求する理由を記載した書類
- ( 2 ) 信託管理人となるべき者に係る第2条第1項第5号に掲げる書類

( 受託者の信託財産の取得の許可の申請 )

第12条 受託者は、法第22条第1項ただし書及び第72条の規定による許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- ( 1 ) 信託財産を固有財産としようとする理由を記載した書類
- ( 2 ) 固有財産としようとする信託財産の種類及び総額を記載した書類
- ( 3 ) 固有財産としようとする信託財産の価格を証する書類

( 諸届出 )

第13条 受託者は、この規則で定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、届出書にその事実を証する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- ( 1 ) 委託者又はその相続人が死亡したとき( 委託者が法人である場合にあっては、当該法人が解散し、又は合併したとき。 )。
- ( 2 ) 委託者若しくはその相続人又は受託者の氏名又は住所に変更があったとき( これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったとき。 )。
- ( 3 ) 信託管理人の氏名、住所又は職業に変更があったとき( 信託管理人が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務に変更があったと

き。 )。

(4) 運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業に変更があったとき。

2 前項第3号又は第4号の規定による届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、これらの者に係る第2条第1項第5号又は第6号に掲げる書類を添えなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第14条 受託者は、信託事務を行う事務所に、法第39条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

(1) 信託行為及びこれに附属する書類

(2) 委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類(これらの者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為)

(3) 許可、届出等に関する書類

(4) 運営委員会等の議事に関する書類

(5) 収入及び支出に関する帳簿及び証書書類

(6) 資産及び負債の状況を示す書類

(業務の監督)

第15条 知事は、法第67条及び第69条第1項の規定により、受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして信託事務及び財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(残余財産処分の許可の申請)

第16条 受託者は、信託行為の定めるところにより信託の終了に伴う残余財産の処分について知事の許可等を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 信託終了の事由を記載した書類

(2) 財産目録

(3) 残余財産の処分方法に関する書類

2 第2条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(公益信託の終了の届出)

第17条 受託者は、信託が終了したときは、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、同項の規定により許可を申請した場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。